

I-B407 阪神・淡路大震災と地震保険（1）－家計保険はどう対応したか？－

東京大学生産技術研究所 学生会員 石井 知
損害保険料率算定会 長島 秀隆
東京大学生産技術研究所 正会員 須藤 研

阪神・淡路大震災でこうむった経済損失はおよそ17兆円と見積もられている（直接損失10兆円、間接損失7兆円、但し最近のより精密な分析では20兆円とされる、豊田利久、1997）。この損失を補填するために日本政府は平成6年度予算で一兆円、7年度予算で2.2兆円を投じている。家計が蒙った損失のために損害保険会社が補填した額（支払い保険金総額）はおよそ6万五千件、780億円とされている（日本地震再保険株式会社統計、1997）。全壊・半壊家屋の総数は21万戸（建設省建築研究所統計、1996）であり、地震時での保険金総支払い限度額は一兆1800億（政府積み立て1兆5千億、保険会社積み立て3千億）であった。保険会社の負担は保険会社積み立て総額の26%である。このことから現行の地震保険が家計への打撃を軽減するのに役立ったのかとの疑惑が生じている（地震保険が十分に普及していなかったことも一因ではあろう）。産業界がこうむった損失に膨大な保険金が支払われたとされており、全体としては保険制度は機能したのではあろう。これについては別の機会に調査内容を示す事にする。

家計地震保険については、1923年の関東大地震以来制度の確立が長く望まれていながら、発足できなかった経緯がある。主として保険を引き受ける側の保険会社に強い不安感があったことが理由とされる。実際その出発も1964年の新潟地震をきっかけとした田中大蔵大臣（当時）の強力な政治力によった。その不安感を以下に見る事にする。

- (1) 地震による損害は時として巨大なものとなる可能性があり、保険会社の力では補償しきれないことがある；
- (2) 地震はその発生する度合や損害の大きさを統計的に把握することが難しく、それらを把握しようとするために長い観察期間が必要である；
- (3) 地震の発生は地域的に偏りがあり、地震の危険が大きい地域の人々だけが保険契約をする可能性がある。いいかえると地域的逆選択が生じやすい；
- (4) 地震が小刻みにつづいた直後、あるいは大地震の前触れがあった時期だけに保険契約をする可能性がある。いいかえると時間的逆選択が生じやすい。（長島、1990、地震ジャーナル10号）

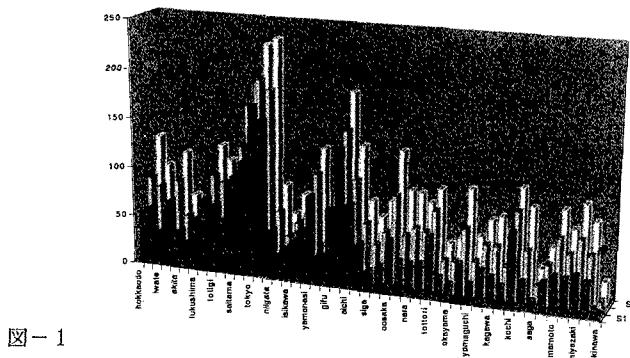


図-1

図-1は、阪神・淡路大震災をはさんだ3年間について地震保険契約の動向を都道府県別にみたものである。上記の(3)に照らしてみると、地震の危険が認識されるに伴い保険の契約は著しく増加し、一方引き受け側からすれば、危険の大きい対象には保険料を引き上げる等の手段で引き受けを抑制することとなる。

キーワード：阪神・淡路大震災、地震保険

東京都港区六本木7-22-1, TEL: 03-3402-6231 FAX: 03-5411-0442

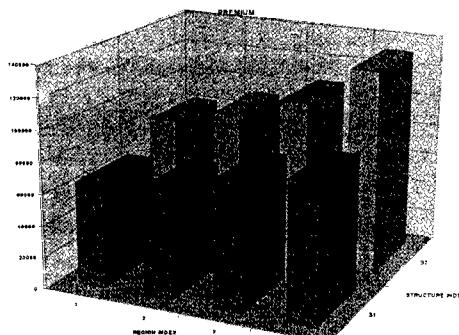


図-2

実際、図-2に見るように地震災害の高いと思われる地域と低い地域では保険料に2倍を超える格差がある。地震によって1700万円の家屋が失われた時、それが補填されるための保険料は年14万円強となり、国民には割り高と写っている。

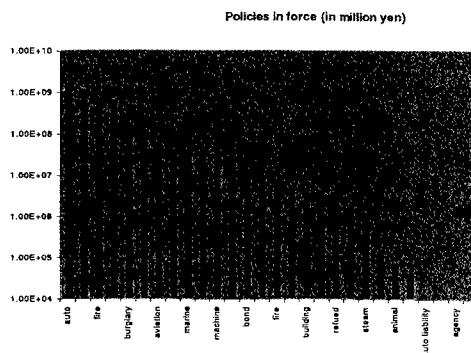


図-3

図-3には保険会社が取り扱う保険項目と各々での取り扱い保険料が示されている（保険年鑑）。家計地震保険は火災保険に附隨して契約される。一方火災保険が取り扱う保険料総額に地震保険料が占める割り合は2%を越えない。

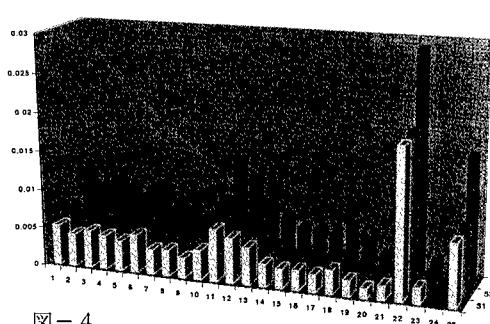


図-4

図-4は地震保険の火災保険に占める割り合いが示めされる。こうしてみると保険会社が取り扱ってきた家計地震保険は極めて微々である。にも関わらず上記の議論が生ずる背景に産業地震保険がある。

産業界から保険会社が引き受けた地震関連の損害保険が該当項目に分散して含まれるように上記統計がなされているためである。これについては地震前後の統計を比較する事からある程度推定できる。

こうして得られる推定を上記の4つの不安感を重ねて考察すると、家計地震保険で保険産業に多くを期待する事はできないとの印象を持つ。